

別紙 日向市 懲戒処分等（令和3年度 上半期（令和3年4月～9月）） 【事案①】

| 所属 | 職位 | 年齢 | 処分年月日 | 処分内容 | 事案の概要 |
|-------|-----|-----|--------------|------|---|
| 市民環境部 | 課長級 | 50代 | 令和3年 6月1日 | 戒告 | <p>【事案①】 差し押さえ動産の紛失</p> <p>【概要】 滞納処分で差し押さえた動産（焼酎一本）を紛失したものの。</p> <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年3月18日（木） 滞納処分にかかる捜索差押を執行し、動産6品の差押を実施。庁内（所管課付近の物置スペース）で一時保管。 翌日、差し押さえ動産を保管用の専用倉庫（別館）に移動しようとするも、滞納者から滞納額の納付の打診があったため、すぐに返品できるよう庁内（所管課付近の物置スペース）で保管を継続する。 週明け月曜日に、滞納額が完納となり、差し押さえ動産を返品しようとしたところ、1品（焼酎一本）の紛失が発覚。 後日、所有者に動産の紛失について謝罪し、紛失物品相当分の賠償を申し出したが、所有者は賠償の受け取りを辞退。 |
| 農林水産部 | 係長級 | 50代 | 〃 | 減給1月 | |

※所属、職位、年齢は、処分年月日当時の内容

別紙 日向市 懲戒処分等（令和3年度 上半期（令和3年4月～9月）） 【事案②】

| 所属 | 職位 | 年齢 | 処分年月日 | 処分内容 | 事案の概要 |
|-------|------|-----|--------------|------|--|
| 農林水産部 | 主任主事 | 30代 | 令和3年 6月1日 | 停職3月 | <p>【事案②】 虚偽公文書作成</p> <p>【概要】 市が国（県）から補助金を受け入れ民間団体に交付する補助事業について、市の当初予算額を上回る交付決定を受けたが補正予算を計上しなかったため、予算が不足する状況となった。 そのため当該職員は、公文書を偽造し、補助金の予算不足分（約130万円）を私費で立て替え、補助金の交付先である民間団体口座に振り込んだもの。</p> <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年5月 県からの補助金交付決定通知を偽造し、庁内に回覧。 令和3年3月 補助金の不足分（約130万円）を私費で立て替え、民間団体口座に振り込みを行う。 令和3年3月 所属内の事務確認で、虚偽公文書作成及び私費立て替えが発覚。ただちに、私費立て替え分を民間団体から本人に返還してもらい、市の予算から不足分を民間団体に振り込む手続きを行った。 |
| 農林水産部 | 部長 | 50代 | 〃 | 訓告 | （上記案件の管理監督責任） |
| 農林水産部 | 課長 | 50代 | 〃 | 訓告 | （上記案件の管理監督責任） |
| 農林水産部 | 係長 | 40代 | 〃 | 訓告 | （上記案件の管理監督責任） |

※所属、職位、年齢は、処分年月日当時の内容

別紙 日向市 懲戒処分等（令和3年度 上半期（令和3年4月～9月）） 【事案③】

| 所属 | 職位 | 年齢 | 処分年月日 | 処分内容 | 事案の概要 |
|-------|-------|-----|--------------|------|--|
| 建設部 | 課長補佐 | 50代 | 令和3年 8月1日 | 停職6月 | <p>【事案③】 虚偽公文書作成</p> <p>【概要】 平成10年3月、用地取得業務において、所有権移転事務が遅延したため、当該土地の取得が完了したように見せかける公文書を偽造し、土地代金（1,569,000円）の支払いを行ったもの。</p> <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成10年3月 土地の所有権移転に関する公文書を偽造し、土地代金の支払いを行った。 平成25年12月 当該土地周辺の調査により、所有権移転の登記が完了していなかったことが発覚。当時の管理者（退職者）は、当該職員に対し、用地取得事務を完了するよう指示したが、市長への報告は行わなかった。 平成25年度～令和2年度 当該職員は、管理者から指示された事務処理を行わず放置。歴代管理者も本事案について引き継ぎを受けていたが、市長に報告を行わず、当該職員に対する適切な指導を行わなかった。 令和3年5月 現管理者が本事案を把握し、市長に報告。 その後、所管課において所有権移転事務を実施。 |
| 上下水道局 | 部長級 | 50代 | 〃 | 戒告 | （上記事案の管理監督責任） |
| 農林水産部 | 再任用職員 | 60代 | 〃 | 戒告 | （上記事案の管理監督責任） |
| 総務部 | 再任用職員 | 60代 | 〃 | 減給1月 | （上記事案の管理監督責任） |

※所属、職位、年齢は、処分年月日当時の内容